

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、限りある経営資源を有効活用し、高い成長を維持することで企業価値の向上を図るため、透明・公正かつ迅速な意思決定のための仕組みを構成することを基本方針とし、かつコーポレートガバナンス・コードの基本原則を踏まえたコーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社アミューズキャピタルインベストメント	1,584,000	34.58
株式会社アミュ・ズキャピタル	804,000	17.55
中山 隼雄	499,000	10.89
木村 重晴	188,000	4.10
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	178,100	3.89
SBI Ventures Two 株式会社	129,300	2.82
五味 大輔	73,200	1.60
BBH FOR GRANDEUR PEAK GLOBAL REACH FUND	54,600	1.19
中村 俊一	48,000	1.05
泉水 敬	48,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無 中山隼雄

親会社の有無 なし

補足説明 更新

大株主の状況は、2022年3月31日時点のものであります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 グロース
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

取引を行うこと自体に合理性(事実上の必要性)があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等の条件であり、個別にその条件の妥当性が確認できる)があることが担保され、当社グループ及び少数株主の利益が損なわれることがない取引を除き、これを行わないことを基本方針としております。

支配株主との取引を行う際には、上記の内容が担保されているか慎重に判断し、当社グループ及び少数株主の利益が損なわれることがないよう法令・規則を遵守し、取締役会における決議を経て、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

当社では、役員構成に関する独自の基準として、主要株主、その子会社及びその関連会社との兼務者は原則1名を上限とする旨を役員規程に定めており、また、取締役及び監査役の独立性について独自のガイドラインを定めております。社外取締役の4名のうち3名は当社が定める独立性基準のいずれにも該当しないため、独立役員への指定をしております。社外監査役のうち1名は大株主の取締役を兼任しているため独立役員への指定をしておりますが、他の2名は当社が定める独立性基準のいずれにも該当しないため、独立役員への指定をしております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
雨宮玲於奈	他の会社の出身者													
水谷翠	公認会計士													
三木寛文	他の会社の出身者													
青木利則	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

雨宮玲於奈		当社の主要株主が出資を行う企業での代表取締役社長の経験を有しているが、現在は同企業及び主要株主と取引関係がないことから、独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しているものと判断しております。	雨宮玲於奈氏は、主に人材サービス事業における専門的な知識や幅広い企業経営の経験から、当社の経営に対する助言及び意見を通じ、当社の企業価値向上に貢献することを期待して社外取締役として選任しております。取締役会においては、人材サービス事業の市場動向を踏まえた当社の課題やその対応について助言を行うことで、当社の事業拡大やリスク管理への発言を行うことで貢献しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
水谷翠			水谷翠氏は、公認会計士・税理士であり、会計・税務の専門的な知識や幅広い経験を有しており、また、複数の上場会社における役員経験を活かしたコーポレート・ガバナンスへの助言及び意見を通じ、当社の企業価値向上に貢献することを期待して社外取締役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
三木寛文			三木寛文氏は、IT業界・ゲーム業界における専門的な知識や幅広い企業経営の経験を有しており、複数の会社における役員経験やスタートアップ企業への投資経験から当社の経営に対する助言やIT業界・ゲーム業界における知見を提供して頂くことを通じて、当社の企業価値向上に貢献することを期待して社外取締役として選任しております。また、証券取引所の定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。
青木利則			青木利則氏は、国内外のゲーム業界における幅広い知識・経験を有しているとともに、日本のみならず海外のゲーム業界に精通しており、複数の会社・上場会社における役員経験から、当社の経営に対する助言や国内外のゲーム業界における助言や意見を通じて、当社の企業価値向上に貢献することを期待して社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、役員報酬の評価・決定に関する手続きの客観性・透明性を担保することにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制の充実に図るため、取締役会の諮問機関として本委員会を設置することといたしました。本委員会の委員は、取締役会の決議により選定された委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役といたします。また、委員長は本委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から

ら選定いたします。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役で構成される監査役会は、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及び監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。
 具体的には毎月1回監査役と内部監査室が定例ミーティングを開催して夫々の監査計画及びその実施状況について報告し意見交換することで情報共有をしています。
 さらに、監査役会は、定期的に監査法人及び内部監査室を招聘してそれぞれの監査計画と職務遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。
 具体的には四半期毎に監査役・内部監査室・会計監査人によるミーティングを開催して夫々の監査計画及び実施状況並びにその問題点について報告し意見交換することで三様監査の充実を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
谷地孝	他の会社の出身者													
安國忠彦	弁護士													
藤森健也	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
谷地孝			<p>谷地孝氏は、大手銀行において培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役としての経験を有していることから、その豊富な経験や知見を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任しております。常勤監査役として、当社の経営が適法に行われていることを監査計画に基づいて確認することで、コンプライアンス遵守の観点から貢献しております。</p> <p>また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。</p>
安國忠彦		<p>当社の主要株主が出資を行う企業から報酬を受領する関係にあり、その報酬は、1,000万円以下であることから僅少であるため独立性に影響を及ぼさず、独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しているものと判断しております。</p>	<p>安國忠彦氏は、弁護士であり、会社実務における法律問題に関する相当程度の知見を有しており、監査役としての経験およびエンターテインメント事業を展開する企業の顧問弁護士の経験も有していることから、その豊富な経験や知見を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任しております。</p> <p>取締役会において、主に法的な取り扱いや見解、法的な観点からのリスク管理方法への意見をを行うことで貢献しております。</p> <p>また、証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足しており、当社の一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断したため、独立役員に指定しております。</p>
藤森健也			<p>藤森健也氏は、国際的に展開しているグローバル事業グループで培った経営戦略の策定推進及びコーポレート機能に関する深い知見を有しており、人材サービス事業における取締役としての経験を有していることから、その豊富な経験や知見を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数 <small>更新</small>	5名
---------------------------	----

その他独立役員に関する事項

証券取引所の定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性に関する基準を充足した社外取締役3名及び社外監査役2名を独立役員に指定しております。

なお、独立役員の資格を充たす者については全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値の向上への意欲と士を一層高めることを目的としているため、当社グループの取締役及び従業員を対象としておりません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2022年3月期の有価証券報告書において、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。

役員区分	報酬総額
取締役(社外取締役を除く)	48,120千円
社外取締役	6,950千円
社外監査役	11,700千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項については、以下の方針により決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての金銭による基本報酬と非金銭報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、報酬の大部分を固定報酬としての金銭による基本報酬を支払うこととする。なお、取締役の非金銭報酬については、ストックオプションや譲渡制限付株式報酬により支払うものとし、これらの制度を整備した後に導入することとする。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して当社が定める役位別基準額の範囲内で決定するものとする。

3. 非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の非金銭報酬等は、ストックオプション又は譲渡制限付株式報酬とする。支給する数は、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、一定の時期に支給する。

4. 基本報酬(金銭報酬)の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの比率は定めない方針とするが、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準をベンチマークとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の役位や職務執行に対する評価、会社の業績等を総合的に勘案して、基本報酬の額および非金銭報酬等の額若しくは数とする。なお、決定にあたって、社外取締役と協議のうえ、「取締役報酬に関する内規」に基づくものとする。

監査役の報酬等に関する事項については、監査役の協議により決定しております。

なお、2021年6月29日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円、監査役の報酬限度額は年額25,000千円と決議されており、かかる報酬限度額内において、取締役会は、代表取締役澤岨宣之に対し各取締役の基本報酬の額の配分について決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の役割や貢献度に応じて評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。報酬の決定にあたっては、過半数が独立社外取締役で構成された任意の報酬委員会で協議を行っており、取締役会で十分に審議を行ったうえで決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総合政策部が窓口となり行っております。取締役会の議案及び資料は、原則として取締役会の事務局である総合政策部から事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分に検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役が監査法人の監査に立ち会うなどして、監査法人の職務の遂行状況を監視し、その結果を監査役会に報告するほか、内部監査室より監査計画、職務遂行状況及び監査結果などについて適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名(うち4名が社外取締役)で構成されており、法定の専決事項、経営方針の策定、重要な業務の意思決定及び取締役相互牽制による業務執行を監督する機関として位置づけられております。取締役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(2) 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち3名が社外監査役)で構成されており、法定の専決事項及び各監査役の監査の状況を共有化しております。監査役会は、原則として毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(3) 経営会議

経営会議は、常勤取締役、常勤監査役、管理本部長で構成され、原則毎月1回開催しております。

経営会議は、取締役会への附議事項の事前討議、取締役会から委嘱された事項についての審議・決議を行い、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っております。

(4) 内部監査室

内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループにおける各部門の業務活動に関して、代表取締役に対して内部監査の方針及び計画書を提出し、承認を受けた後に、計画に基づき内部監査を実施しております。また、その実施結果について、代表取締役及び取締役会に対して、内部監査報告書を提出しております。

(5) 会計監査人

上場後は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人とし、当該監査法人が当社との監査契約に基づき、監査役会及び内部監査室と連携して、会計監査を行う予定です。

(6) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、常勤取締役、本部長、部長、常勤監査役で構成され、原則として四半期に1回開催され、当社グループの事業上のリスク分析およびリスク発生予防のための措置を審議しております。また、重大なリスクが発生した場合には、リスクに関する情報収集、対応策の決定、再発防止策の策定などを行うために臨時でリスク管理委員会を開催しております。

(7) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、常勤取締役、本部長、部長、常勤監査役で構成され、原則として半年に1回開催され、コンプライアンスに関する施策を審議し、コンプライアンスに関する規程の制定・改廃、規程の施行にあたっての通知、コンプライアンス教育の計画・管理・実施・見直しを行っております。また、コンプライアンスに関する施策の変更やコンプライアンスに関する重大な違反が生じたときには、臨時でコンプライアンス委員会を開催しております。

(8) 報酬委員会

報酬委員会は、代表取締役社長、独立社外取締役および取締役会の決議によって選任された取締役で構成され、委員長は本委員会の決議により、独立社外取締役である委員の中から選定いたします。原則として、年に2~3回され、役員報酬に関する基本方針、基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針、非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針、基本報酬(金銭報酬)の額、非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針及び取締役の個人別の報酬等の内容について審議を行い、取締役会及び代表取締役社長に対して助言・提言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

また、取締役および監査役は、社外役員も選任することにより、当社の経営において客観的かつ中立的な立場から経営について意見を述べ、経営に対する牽制を利かせることで実効性の確保を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の確定や株主総会議案の決定について早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきましては、より多くの株主が出席できるよう、集中日を回避して設定する方針であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	適時開示規程を策定し、基本方針、手続き等の仕組みについて明らかにすることで、開示情報の信頼性の確保を図っております。また、当社のIRサイトにおいて当該規程と同等の内容を公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な個人投資家向け説明会は必要に応じて検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び通期の決算発表時において定期的に決算発表会を開催することを予定しております。必要に応じて、第1四半期及び第3四半期の決算発表時においても決算発表会を開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内において、IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	代表取締役をIR最高責任者とし、管理本部長をIR推進責任者とします。また、管理本部財務経理部及び総合政策部をIRに関する担当部署としております。	
その他	当社のIRサイトにおいて適時開示規程と同等の内容を公表しているほか、投資家の投資判断に資する情報については適宜プレスリリースを行うこととしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の社名のコンフィデンスは、信頼を意味しており、社会の一員として社内外からの信頼を企業理念としております。お客様、従業員、社会を信頼という絆で結んで、更なる価値の向上と社会への貢献を常に目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示規程において、重要情報等の開示に関する基本方針、要件、手続き等の仕組みについて策定しております。
その他	社内研修において、情報漏洩対策や個人情報保護のための考え方について従業員に周知しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社子会社(以下「当社グループ」といいます)は、内部統制システムに関する基本的な考え方として、経営の透明性、コンプライアンスの徹底、経営の意思決定の迅速化を重要な経営課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンス体制を強化することでこれらに対応する組織体制を構築しております。

当社グループでは、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムの整備の基本方針を定めております。

- (1). 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア. 当社及び子会社は、透明性の高い健全な経営を実現すべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会常識・モラル等のルールを遵守した行動を取るためのコンプライアンス体制を確立いたします。
イ. このコンプライアンス意識の徹底のため、管理本部が事業本部と連携をとりつつ、コンプライアンス体制整備を全社横断的に実施いたします。
ウ. 監査役及び内部監査室は連携してコンプライアンス体制を監査し、定期的に取り締り役会及び監査役会に報告いたします。
エ. 社外取締役の招聘とその役割の発揮により、経営の透明性及び公正な意思決定を実践します。取締役会は取締役会規程に基づいて運営し、取締役間相互に業務執行を監督し、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査いたします。
オ. 反社会的勢力及び団体との関係を常に遮断し、被害の防止とステークホルダーの信頼を損なわないよう役員・従業員は行動いたします。
- (2). 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
ア. 取締役は、以下の文書をはじめ、その職務の執行に係る重要な情報を法令及び文書管理規程に基づき適切に保存及び管理します。
株主総会議事録
取締役会議事録
経営会議議事録
取締役等を決議者とする稟議書類およびその添付資料
その他重要会議書類
イ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとします。
- (3). 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア. リスク管理規程等を策定し、リスクの状況の把握とその適切な評価に努めると共に緊急体制の整備を図り、迅速かつ効果的なリスク管理体制を整備しております。
イ. 当社グループの事業特性を踏まえ、個人情報保護基本規程、個人番号および特定個人情報取扱規程、情報セキュリティ管理規程等を定め、当該規程等の環境変化に対応した更新・改正や教育等を行っております。
ウ. 監査役及び内部監査室は、連携して各部門のリスク管理状況を監査し、定期的な、又は必要に応じて、取締役会及び監査役会に報告することとしております。
エ. 大規模地震や火災などによる当社基幹システムの停止、当社グループのステークホルダーの健康・安全への脅威及び事故の発生など社内又は社外に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクが顕在化した場合は、管理本部長を委員長とする臨時リスク管理委員会を開催し、迅速かつ適切な対応のもと、損失、危険の最小化を図ることとしております。
- (4). 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア. 原則、月1回の取締役会および経営会議、また必要に応じて臨時取締役会および臨時経営会議を開催し、取締役間の情報共有と業務執行にかかる重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
イ. 取締役会規程、職務分掌規程、職務権限規程等により取締役の職務執行に関する権限及び責任を定め、また、必要に応じてこれらの規程の見直しを行うことで、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を維持しております。
- (5). 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア. 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施しております。
イ. 子会社の事業展開及び事業計画進捗を把握・管理するために、取締役会を始め連結ベースでの報告が行われ、職務権限規程において、当社同様に事前の承認・報告する事項が定められております。
- (6). 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
ア. 監査役会の要請により監査役業務補佐のため、監査役が指揮権を有する専任スタッフをおくことができるように規程を整備しております。監査役の指揮権は、取締役の指揮命令は受けないこととしております。
イ. 当該選任スタッフの人事異動及び考課は、事前に監査役の同意を得るものとしております。
- (7). 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
ア. 監査役は、取締役会及び経営会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な職務執行等に係る報告を受けることが出来ることとしております。
イ. 取締役及び使用人は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告することとしております。
ウ. 監査役は監査役が必要と判断した情報については、当該部門から直接その報告を受けることとしております。
- (8). 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は内部通報制度を通じた通報をふくめ、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底しております。
- (9). 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。
- (10). その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 監査役は、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役と定期的に意見交換を行っております。

イ.監査役は、定期的に会計監査人及び内部監査室と連携をとり、監査役監査を行っております。

(11). 現状において明らかになった課題・改善点
該当事項はありません。

(12). 財務報告の信頼性を確保するための体制

ア.財務報告が適正に行われるよう、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図っております。

イ.財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順書やチェックリストを整備し、リスクの低減に努めております。

ウ.内部監査室は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告します。また、併せて監査役へ報告しております。

エ.上記ア.からウ.に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1). 反社会的勢力排除のための基本方針

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引関係も含めて一切の関係を遮断すること並びに反社会的勢力及び団体による不当要求を断固拒否することを基本方針としております。

(2). 反社会的勢力の排除に向けた社内体制の整備状況及び具体的な取組み状況

当社グループは、反社会的勢力の排除のために、取引開始前に反社会的勢力かどうかを確認する手続をとるよう社内体制を整備しております。これらの事前確認の手続は、新たなサービスの提供先、取引先業者に対して適時に行われ、有効に運用されております。当社が締結する契約書等に反社会的勢力の排除条項を盛り込んでおり、万が一、取引開始後に反社会的勢力の疑いが生じた場合には、詳細に調査を行い、速やかに取引関係を解除できるようにしております。また、既存の取引先に対しても、既存契約書へ当該条項の追記又は確認書の取得を推進しております。

不当要求に対しては、不当要求防止統括責任者である管理本部長を長として、総合政策部を不当要求防止統括部署とし設置しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

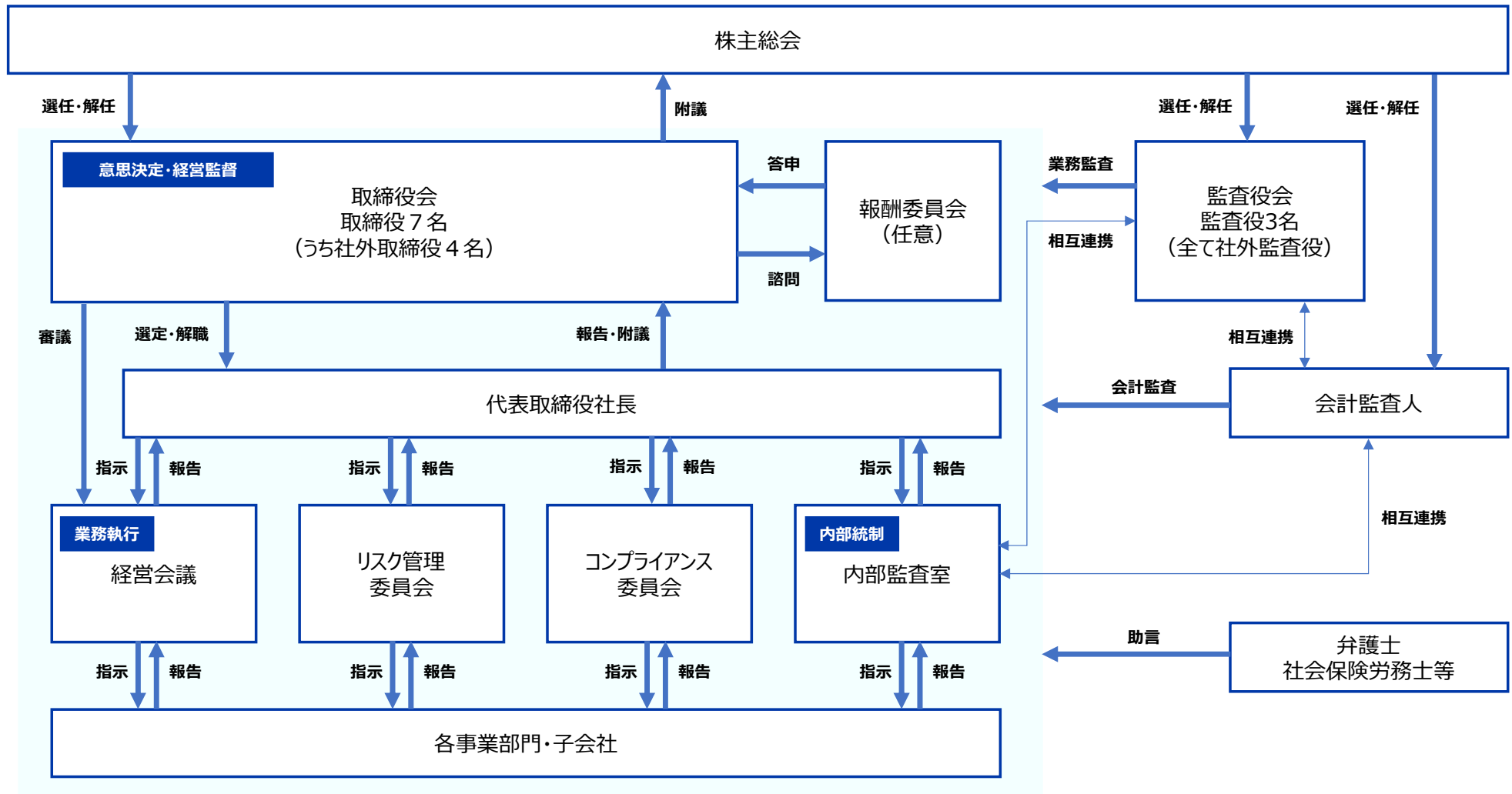
該当事項に関する補足説明

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、模式図をご参照ください。

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制

